令和5年度射水市福祉有償運送運営協議会 次第

日時 令和5年11月22日(水) 午後2時 場所 救急薬品市民交流プラザ研修室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 副会長の選出
- 4 報告事項
- (1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

資料1

(2) 令和4年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況

資料2

- 5 その他
- 6 閉会

射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

(1) 射水市福祉有償運送の経過

月 日	経過
平成 7年 8月 8日	小杉町福祉有償運送等運営協議会委員委嘱
	第丨回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成 17年 8月29日	第2回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成 7年 0月 7日	NPOふらっと有償運送許可申請書提出
平成 7年 0月 2日	NPOふらっと有償運送許可
	(期間:平成19年10月11日まで)
平成 7年 月 日	射水市発足、運営協議会設置要綱施行
平成 8年 月 5日	NPOふらっと福祉有償運送事業開始
平成 9年 2月 5日	NPOふらっと有償運送登録
	(登録有効期間:平成 9年 0月 1日)
平成 9年 3月 4日	第 回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成 9年 0月 日	NPOふらっと有償運送登録(更新)
	(登録有効期間:平成22年 0月 日)
平成20年 6月 4日	第2回射水市福祉有償運送等運営協議会
	(委員委嘱:平成22年3月31日まで)
	・協議事項:運送に係る対価の改正について
	・報告事項:車両の増車について
平成21年 6月17日	第3回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成22年 6月29日	第4回射水市福祉有償運送等運営協議会
	(委員委嘱:平成24年3月31日まで)
	・協議事項:更新登録について
平成22年10月 7日	NPOふらっと有償運送登録(更新)
	(登録有効期間:平成25年 0月 日)
平成23年 6月28日	第5回射水市福祉有償運送等運営協議会
	・協議事項:複数運送について
	・報告事項:福祉有償運送運転者講習受講者報告
平成24年 6月27日	第6回射水市福祉有償運送等運営協議会
	(委員委嘱:平成26年3月31日まで)
	・協議事項:発着地等について
平成25年 6月25日	第7回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成25年10月 1日	NPOふらっと有償運送登録(更新)
	(登録有効期間:平成28年 0月 日)
平成26年 6月10日	第8回射水市福祉有償運送等運営協議会
	(委員委嘱:平成28年3月31日まで)

月 日	経 過
平成27年 7月 7日	第9回射水市福祉有償運送運営協議会
	・協議事項:セダン型(ワンボックス型)について
平成28年 9月23日	第 0回射水市福祉有償運送運営協議会
	(委員委嘱:平成30年3月31日まで)
	特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録(更新)
	(登録有効期間:平成3 年 0月 日)
平成30年 3月23日	第11回射水市福祉有償運送運営協議会
	第 1 2 回射水市福祉有償運送運営協議会
平成30年10月 3日	(委員委嘱:平成32年3月31日まで)
	・協議事項:登録車両台数について(3台→4台)
	第 1 3 回射水市福祉有償運送運営協議会
令和 元年 9月 4日	特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録(更新)
	(登録有効期間:令和4年 0月 日)
A4 25 1 0 0 1 2 0	第 4回射水市福祉有償運送運営協議会
令和 2年 0月 2日	(委員委嘱:令和4年3月3 日まで)
令和 3年11月 8日	第 1 5 回射水市福祉有償運送運営協議会
,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	第 6回射水市福祉有償運送運営協議会(書面開催)
 令和 4年 0月 7日	(委員委嘱:令和6年3月31日まで)
	特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録(更新)
	(登録有効期間:令和7年IO月II日)

(2)障がい者及び要介護高齢者の現状

ア 人口及び障がい者の推移(人)

各年4月|日現在

年度	H 29	H 30	R元	R2	R3	R4	R5
総人口	93,717	93, 343	92,867	92,689	92,130	91,455	91,067
身体障がい者	3,683	3,600	3,557	3,492	3,429	3,346	3, 288
知的障がい者	671	675	690	705	719	733	757
精神障がい者	434	480	524	586	600	709	737
手帳交付者計	4,788	4,755	4,771	4,783	4,748	4,788	4,782

※ 総人口に対する割合・・・5.3%

イ 身体障害者手帳交付者数 (人)

令和5年3月31日現在

障害区分	l級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	60	48	9	14	20	12	163
聴覚機能障害	23	70	49	51	2	150	345
平衡機能障害	0	1	3	0	2	0	6
音声・言語・咀嚼機能障害	1	3	17	19	0	0	40
肢体不自由	299	328	296	387	118	75	1,503
心臓機能障害	340	11	267	174	0	0	792
腎臓機能障害	187	1	18	0	0	0	206
呼吸器機能障害	4	0	23	9	0	0	36
膀胱・直腸機能障害	0	1	9	159	0	0	169
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0	1
肝機能障害	15	2	2	l	0	0	20
その他内部障害	- 1	3	3	0	0	0	7
合計	930	468	696	815	142	237	3, 288

ウ 療育手帳交付者(人) 令和5年4月1日現在

障害区分	A (重度)	B (中·軽度)	合計
	275	482	757

工 精神保健福祉手帳交付者(人) 令和5年4月1日現在

陪宝区公	Ⅰ級	2級	3級	合計
牌舌区分	61	463	213	737

才 介護保険認定者数 (人)

令和5年3月31日現在

•	/		-/				•		
		要支援Ⅰ	要支援2	要介護	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	人数	524	562	1,124	944	815	760	489	5,218

カ 射水市福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付者(人)

	H 28	H 29	H30	R元	R2	R3	R4
身体障がい者	297	291	278	267	258	261	264
知的障がい者	37	38	54	47	48	43	51
精神障がい者	8	9	7	6	6	8	12
合計	342	338	339	320	312	312	327

キ 射水市高齢者等車いす対応タクシー券の利用者(人)

	H 28	H 29	H30	R元	R2	R3	R4
利用者数	262	259	247	255	272	310	314

ク 移送サービス事業利用者 (人)

	H 28	H 29	H30	R元	R2	R3	R4
延べ利用者数	1,363	1,321	1,198	1,054	1,045	1,114	1,150

【制度の概要】

○射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券の交付

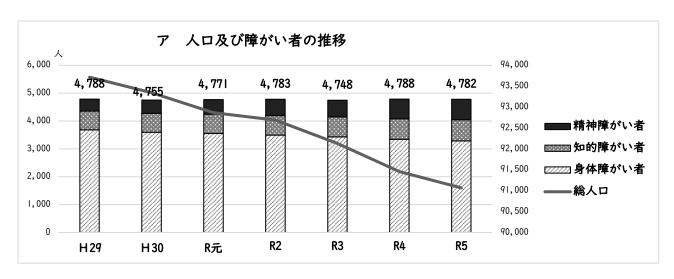
	当該年度の4月 日現在、射水市に住所がある次のいずれかの手帳所持者
対象者	・身体障害者手帳 I ・2級 ・療育手帳 A
	・精神障害者保健福祉手帳1級
内 容	福祉タクシー利用券 年間6,000円(100円券12枚、400円券12枚) 又は
	福祉ガソリン給油券 年間3,000円(1,000円券3枚)
制限	※「高齢者等車いす対応タクシー券」、「移送サービス事業」、「射水市 心身障がい児通園通院等介護助成金」を受けている方は対象外

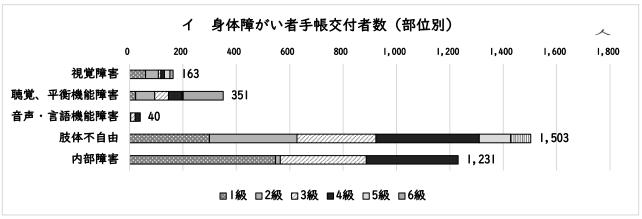
○射水市高齢者等車いす対応タクシー券の交付

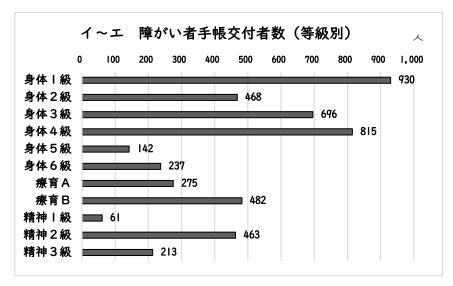
対象者	外出時に車いす又はストレッチャーを利用している在宅の要介護高齢者
内 容	500円券を か月当たり6枚 (年間72枚)
制限	※ 介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象外※「射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券」、「移送サービス事業」を受けている方は対象外

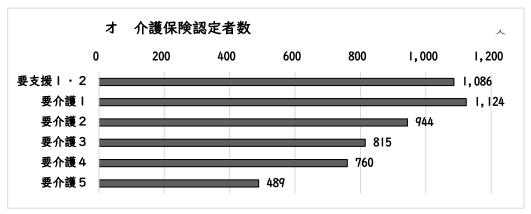
○移送サービス事業

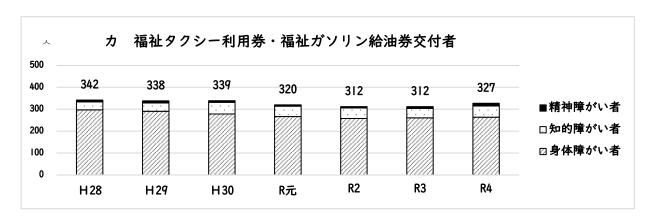
	市内に居住し、通院時等に公共交通機関等を利用することが困難で、かつ、 家族等による送迎が困難な者で、次のいずれかに該当する者
┃ ┃ 対象者	① 身体障害者手帳 I · 2級
】	② 療育手帳A・B
	③ 精神障害者保健福祉手帳 ・2級
	④ 要介護1以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯
	医療機関の通院等に係る送迎サービス
内 容	・射水市、高岡市及び富山市(片道概ね20km以内)
	・月4回(片道 回)まで
利用料	タクシー乗車料金の概ね1割
制限	※ 介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象外

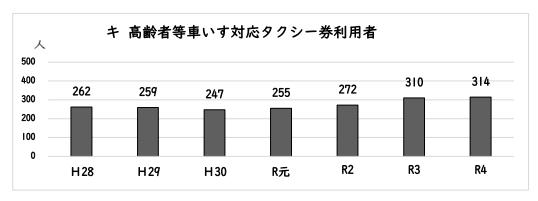


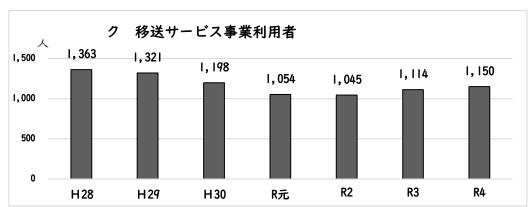


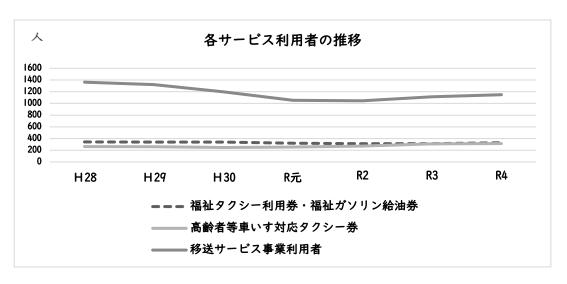












令和4年度 特定非営利活動法人ふらっと 福祉有償運送実施状況

I 会員登録状況

会員登録状況については、前年度と同様となっている。市全体の療育手帳所持者733人に対し、 登録者の割合は6.7%となっている。

令和4年4月1日~令和5年3月31日

(人)

市町村	令和4年度 登録者	療育手帳所持者 及び知的障害に 準じる者	令和3年度 登録者	令和2年度 実績
射水市	49	49	49	49
高岡市	10	10	10	10
富山市	8	8	8	8
砺波市	1		- 1	1
合計	68	68	68	68

2 サービス実施状況

令和4年度の利用件数、距離数、利用料は、前年度に比べ増加している。

	件数	距離(Km)	利用料(円)	主な運送先
令和4年4月	63	449	40,000	·利用者自宅
5月	94	740	63,600	・しらとり支援学校
6月	86	722	54,800	・富山総合支援学校
7月	56	391	32,800	・アルビスいみずの小杉店
8月	33	174	18,000	(高岡支援学校通学バス停)
9月	87	698	54,000	・小杉駅(高岡支援学校通学バス停)
IO月	86	676	55,600	
Ⅱ月	81	589	50,400	
12月	67	555	44,400	
令和5年1月	65	492	42,000	
2月	74	604	48,800	
3月	79	686	52,000	
合計	871	6,776	556,400	
令和3年度実績	811	4,629	466,400	
増減	60	2,147	90,000	
令和2年度実績	689	5,204	497,000	
令和元年度実績	880	5,745	536,000	

3 経費報告書

令和4年度に使用した車両は3台だが福祉有償運送のみの利用ではないため、ガソリン代や保険等の経費は利用者の割合により1/2として計上している。利用料収入で不足する費用約78万円は自主財源で補填している。なお、エスクァイアのリースアップに伴いリース料の支出額が少なくなり、前年度より支出額が減少している。

■ 収入の部 (円)

項目	金額	内訳	
利用料収入	556,400	各月については実績のとおり	
補填金	723,899	ふらっとの自主財源 (令和3年度補填金1,171,593円)	
合計	1,280,299		

■支出の部 (円)

項目	金額	内訳				
	359,503	ヴォクシー	269,202	× 1/2 =	134,601	
ガソリン代		シエンタ	208,754	× 1/2 =	104,377	
		エスクァイア	241,049	× 1/2 =	120,525	
	167,280	ヴォクシー	96,360	× 1/2 =	48,180	
保険		シエンタ	84,360	× 1/2 =	42,180	
		エスクァイア	153,840	× 1/2 =	76,920	
	753,517	ヴォクシー	リース、修理等	738,330	× 1/2 =	369,165
メンテナンス料		シエンタ	リース、修理等	600,310	× 1/2 =	300,155
		エスクァイア	リース、修理等	168,393	× 1/2 =	84,197
合計	1,280,299		-			

4 報告事項

■交通事故の有無

福祉有償運送業務中に交通事故は発生していない。

■苦情の有無

福祉有償運送に関する苦情の申し立てはない。

5 ローカルルール

no	項目	国のガイドライン(道路運送法、道路 運送法施行規則、通達)	射水市福祉有償運送実施要綱	備考
I	運転者の要件	第一種運転免許を受けている者でセダン型車両を使用する場合は、次の要件のいずれかを備える者とすること。 イ. 介護福祉士 ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転講習を修了していること。 ハ. (社)全国乗用自動車連合会等が行う、ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。 ニ. 訪問介護員など		回以上運転者講習を受講している。 (2年に 回の義務付けはないが、自主的に行うことは妨げない。)
2	里	乗車定員II人未満の寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等。 ただし、セダン型を使用する場合は、 運転者その他の乗務員に訪問介護員等 の必要な要件を備えさせる。	第8条 (1)車椅子若しくはストレッチャーの ためのリフト、スロープ、寝台等 の特殊な設備を設けた自動車 (2)回転シート、リフトアップシート 等の乗降を容易にするための装置 を設けた自動車 (3)セダン型(ワンボックス型)	平成27年度協議会でセダン型(ワンボックス型)の追加承認(H27.7.23施行)
3	しうす旅のよとる客範	①身体障害者福祉法に規定する身体障害者②介護保険法に規定する要介護認定を受けている者③介護保険法に規定する要支援認定を受けている者④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者	第3条 射水市内及びその周辺に居住する療育手 帳保持者(児) 又は療育手帳交付該当者に 準じる者(児) であらかじめ登録した会 員及びその付添人とする。	
4	会	(全会一致、多数決等、方法について 決まりはない。)	協議が整わなかった場合の対応については、射水市福祉有償運送運営協議会条例で規定している。 (第4条第4項 会長は、福祉有償運送の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指名する。)	協議会資料及び議事録をHPで公開
5	運送の対	運送の対価は、原則として、イ. 距離制、口. 時間制、ハ. 定額制から選択する。 運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた対価を設定できる。 対価の水準の目安 イ. タクシーの上限運賃の概ね I/2の範囲内 ロ. 運送の対価以外の対価は、 実費の範囲内 ハ. 利用者間の公平を失するような 対価の設定となっていない等	第13条 距離5キロメートルごとにつき400円とする。	平成20年度協議会で対 価の変更承認 (H30.6.1施行)

※ローカルルールが解消されたもの

	国のガイドライン(道路運送法、道路 運送法施行規則、通達)	射水市福祉有償運送実施要綱	備考
運送の区域	発地又は着地が運営協議会において協 議により定められた市町村を単位とす る区域		平成25年度協議会で、 発着地「ふらっと」⇒ 「射水市内」に変更承 認 (H25.10.12施行)

参考

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について (平成21年5月21日国自旅第34号自動車交通局旅客課長通達より)

- 1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
- 2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、 見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用する

といった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。

- 3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。
- 4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在において そのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な 見直しを行うことも必要である。